

[事案 2025-59] 給付金支払等請求

・令和 8 年 6 月 4 日 裁定打ち切り

<事案の概要>

重大事由により契約を解除されたことを不服として、解除の取消し等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和 7 年 1 月に大腸ポリープの治療により 2 日間入院し手術を受けたため、代理店を通じて令和 6 年 11 月に契約した医療保険にもとづき給付金を請求したところ、重大事由により契約が解除され、給付金が支払われなかった。しかし、以下の理由により、解除を取り消して給付金を支払ってほしい。

- (1) 保険会社は、申立人が契約時に複数の生命保険契約に加入していることを知っていた。保険会社は契約の引受けを断るべきであり、給付金請求をしてからの契約解除はおかしい。
- (2) 申込手続から契約成立まで 1 か月ほどかかり、保険会社のオペレーターに「保険入れるんですか」と聞くと「入れます」と答えた。
- (3) 給付金を請求してから 1 か月以上が経ち、「どうなっているんですか」と聞くと、契約解除の手紙が来た。電話で保険会社の担当者に対して「私が複数の保険会社と契約していることを加入前に調べたんでしょ」と聞くと「はい調べてました」と返事をした。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人は当社を含め 6 社の医療保険に加入し、入院一時給付金の総額は 150 万円に上り、入院 1 日につき合計 1 万 6000 円の入院給付金が支払われる内容になっている。申立人の加入件数や入院一時給付金の額は、平均値を大きく超えるものであり、異常といわざるを得ない。
- (2) 申立人は令和 6 年 3 月から同年 11 月までに集中して 6 件の医療保険に加入しており、極めて不自然といわざるを得ず、多額の入院給付金等を不正に取得する目的があったことは明らかである。
- (3) 申立人は契約締結からわずか 2 か月後に大腸ポリープにて入院をした。大腸ポリープは、自らの意思で入院時期を左右できる軽微疾患である。
- (4) 必ずしも契約時点で他社の保険加入状況、保険内容を明確かつ詳細に把握することはできない。申込みから引受けまで一定程度の時間を要するのは一般的であり、本契約に関しては、告知事項について詳細の確認を行う必要が生じたこと等から、通常よりも引受けまで時間を要した。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、以下の理由により、裁定手続を打ち切ることとした。

- (1) 重大事由解除が有効であるか否かを判断するためには、本契約および他の保険会社の保険

の加入の状況・経緯・動機、申立人が支払う保険料の合計額、加入当時の申立人の生活状況および財産状態、保険料の負担能力および支払状況、給付金の支払履歴および支払われた給付金の妥当性、申立人の病状および入院の必要性等についての医学的知見等を総合的に勘案して判断しなければならない。

- (2) これらの事情を明らかにするためには、証拠調手続を経る必要があるほか、当事者または第三者に対する文書提出命令または文書送付嘱託、医師等の第三者に対する尋問等の手続が必要となるが、裁判外紛争処理機関である裁定審査会はこれらの手続を行うことはできない。